

# 八百津町耐震改修促進計画

平成20年2月

八百津町

# 目 次

<b>第1 想定される地震の規模、想定される被害状況</b>	
1 想定される地震の規模	3
2 人的被害の想定	4
3 建物被害の想定	4
<b>第2 建築物の耐震化に係る目標</b>	
1 建築物の耐震化の現状	5
2 建築物の耐震化の目標	8
3 公共施設の耐震化の現状・目標	9
<b>第3 建築物の耐震化の促進に係る基本的な方針</b>	
1 耐震化の課題	1 1
2 役割分担の考え方	1 1
3 実施する事業の方針	1 2
4 重点的に耐震化を図る地域・建築物等の考え方	1 2
<b>第4 建築物の耐震化を促進する施策</b>	
1 安心して耐震化が行える環境整備	1 4
2 耐震化に関する啓発及び知識の普及	1 5
3 地震時の建築物の総合的な安全対策	1 6
<b>第5 指導・勧告又は命令等に関する事項</b>	
1 所管行政庁との連携	1 7
<b>第6 建築物の耐震化の推進に関する事項</b>	
1 計画の推進体制	1 7

本計画は、建築物の耐震化の実施に関する目標を定め、耐震化に取り組むことにより、町内における地震による建築物の被害及びこれに起因する人命や財産の損失を未然に防止するために策定する。

国が定めた建築物の耐震化を図るための基本的な方針（平成18年国土交通省告示）（以下「国の基本方針」という。）は10年度後に、東海地震や東南海・南海地震における死者数及び経済的被害額を被害想定から半減させるため、住宅の耐震化率及び多数の者が利用する建築物の耐震化率について、平成27年度までに少なくとも9割にすることを目標としている。

本計画は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号。以下「耐促法」という。）第5条の規定に基づき、町の行政区域内の建物の耐震化の促進を図るための計画（以下「八百津町耐震改修促進計画」という。）とし、平成19年度より平成27年度までの9年間を計画期間として取り組むべき方策を定める。

## 第1 想定される地震の規模、想定される被害状況

### 1 想定される地震の規模

岐阜県は、全国的にみても活断層の分布密度がかなり高く、大小あわせて約100本もの活断層が存在し、地震による被害を多く受けてきた。特に1891年に発生した濃尾地震は日本の内陸部で発生した最大級の地震（マグニチュード8.0）であり、県内だけでも5,000人近い死者を出すという甚大な被害を受けた。そして今、東海地震や東南海・南海地震の発生の危険性が高まっている。

岐阜県が平成16年度に実施した「岐阜県東海地震等被害対応シナリオ」では、平成15年度に実施した「岐阜県東海地震等被害想定調査」及び平成9年度に実施した「岐阜県地震被害想定調査」を踏まえ、表1-1のとおり特に大きな被害をもたらすと見られる複合型東海地震及び主要な4つの活断層による内陸直下型地震（阿寺断層系地震、跡津川断層地震、関ヶ原 - 養老断層系地震、高山・大原断層帯地震）を想定する地震としている。

東海地震と東南海地震が連動して発生した場合を想定した、複合型東海地震および阿寺断層系地震については、震度6弱の揺れになり、他の3つの内陸直下型地震については震度5強以上の揺れになる。

当町においての被害は、内陸直下型地震のうち「阿寺断層系地震」が一番大きく想定され、想定マグニチュード7.5、最大震度5.51の揺れが予測されている。

表1-1 八百津町で想定される地震の規模

想定地震	マグニチュード	最大震度	PL値（液状化指数）
複合型東海地震	8.3	5.44（震度6弱）	6.03
阿寺断層系地震	7.5	5.51（震度6弱）	5.77
跡津川断層地震	7.4	5.17（震度5強）	5.47
関ヶ原 - 養老断層系地震	7.3	5.03（震度5強）	2.27
高山・大原断層帯地震	7.2	5.25（震度5強）	6.79

PL値（液状化指数） PL値>15：液状化の可能性が大 5<PL値 15：液状化の可能性が中

## 2 人的被害の想定

想定地震における被害想定は、表 1 - 2 のとおりである。地震発生時間を冬の平日午後 6 時（火気器具の使用率が高く、乾燥・強風のため出火・延焼被害が大きくなる。）と、冬の平日午前 3 時（建物内人口が最も多く、建物倒壊による人的被害が大きくなる。）を想定しているが、ここでは最も人的被害の大きい冬の平日午前 3 時を記載する。

表 1 - 2 想定される人的被害

（単位：人）

想定地震	死者数	重傷者数	軽傷者数	要救出者数	避難者数
複合型東海地震	1	4	87	2	75
阿寺断層系地震	2	6	126	4	127
跡津川断層地震	0	3	53	0	35
関ヶ原 - 養老断層系地震	0	2	32	0	17
高山・大原断層帯地震	0	3	66	1	47

要救出者数：倒壊した建物内に閉じ込められる人数

## 3 建物被害の想定

想定地震における被害想定では、建物被害は表 1 - 3 のとおりである。焼失棟数については最も建物被害の大きい冬の平日午後 6 時（火気器具の使用率が高く、乾燥・強風のため出火・延焼被害が大きくなる。）を記載する。

### （1）建物被害

マグニチュードの大きい複合型東海地震、近傍で発生する阿寺断層系地震による建物被害が多いことが予想される。

### （2）地震火災

各地震とも焼失棟数は 0 と予想されているが、全壊または半壊棟数を考慮すると建物火災についても注意が必要である。

表 1 - 3 想定される建物被害

（単位：棟）

想定地震	木造建物（棟数）		非木造建物（棟数）		焼失棟数
	全壊	半壊	全壊	半壊	
複合型東海地震	26	71	0	0	0
阿寺断層系地震	42	96	8	18	0
跡津川断層地震	5	39	0	0	0
関ヶ原 - 養老断層系地震	1	21	0	2	0
高山・大原断層帯地震	10	48	0	2	0

## 第2 建築物の耐震化に係る目標

### 1 建築物の耐震化の現状

建築基準法の耐震基準に関する改正が昭和56年6月1日から施行され新耐震設計法が導入されたことから、これ以降に建築された建築物を「新基準建築物」、これより前に建築された建築物を「旧基準建築物」という。

「建築物の耐震化」とは、建築物の地震に対する安全性を確保することであり、「耐震化されている建築物」とは、新基準建築物、耐震診断結果により耐震性を満たす建築物（以下「耐震性を満たしている建築物」という。）及び耐震改修・建て替えにより耐震化した建築物（以下「耐震化した建築物」という。）という。

この「耐震化されている建築物」の「建築物の全数」に対する割合を「耐震化率」という。

「耐震改修」とは、地震に対する安全性の向上を目的として、増築、改築、修繕若しくは模様替え又は敷地の整備をすることであり、このうち増築、改築を伴わない修繕若しくは模様替えを「耐震補強」という。

「建て替え」とは、耐震性が不十分な建築物を除却し、新築することをいう。

「耐震性が不十分な建築物」とは旧基準建築物のうち、耐震診断結果から耐震性が不十分であるもの及び耐震改修が行われていないもののどちらにも該当するものをいう。

#### (1) 住宅の耐震化の現状

八百津町内の建築年代別住宅数は、固定資産税台帳によると表2-1のとおりである。

表2-1 建築年代別住宅数

(単位：戸)

建築年	平成11年調査		平成14年調査		平成17年調査		平成18年推計		
	戸数	割合(%)	戸数	割合(%)	戸数	割合(%)	戸数	割合(%)	
旧基準	昭和35年以前	2,056	34.8%	1,911	31.9%	1,802	29.8%	1,759	29.1%
	昭和36年～45年	831	14.1%	800	13.3%	762	12.6%	751	12.4%
	昭和46年～55年	1,333	22.5%	1,287	21.4%	1,273	21.1%	1,263	20.9%
	計	4,220	71.4%	3,998	66.6%	3,837	63.5%	3,773	62.4%
新基準	昭和56年～60年	353	6.0%	353	5.9%	343	5.7%	341	5.7%
	昭和61年～平成2年	401	6.8%	401	6.7%	400	6.6%	400	6.6%
	平成3年～7年	584	9.9%	579	9.7%	579	9.6%	578	9.6%
	平成8年～12年	349	5.9%	560	9.3%	556	9.2%	552	9.1%
	平成13年～17年	-	-	104	1.7%	325	5.4%	399	6.6%
	不詳	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
	計	1,687	28.6%	1,997	33.3%	2,203	36.5%	2,270	37.6%
合計	5,907	100.0%	5,995	100.0%	6,040	100.0%	6,043	100.0%	
耐震改修を行った住宅		未調査							

固定資産台帳の推計より、八百津町内の住宅総数約6,043戸のうち約2,270戸(約37.6%)が「耐震化されている住宅」と推計できる。

## (2) 特定建築物の耐震化の現状

耐促法第6条に定める特定建築物（以下「特定建築物」という。）の用途、規模の要件は、表2-2のとおりである。

なお、特定建築物のうち耐促法第6条第1号に定める学校、体育館、病院、劇場、観覧場、展示場、百貨店、事務所、老人ホームその他多数の者が利用する建築物を「1号特定建築物」、同条第2号に定める火薬類、石油類その他政令で定める危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を「2号特定建築物」、同条第3号に定める地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがある建築物を「3号特定建築物」という。

表 2 - 2 特定建築物一覧

号	NO	用 途	特定建築物の規模要件
1号	1	小学校、中学校、中等教育学校の前期課程、盲学校、聾学校若しくは養護学校	階数2以上かつ1,000㎡以上
		上記以外の学校	階数3以上かつ1,000㎡以上
	2	体育館（一般公共の用に供されるもの）	階数1以上かつ1,000㎡以上
	3	ボート場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設	階数3以上かつ1,000㎡以上
	4	病院、診療所	階数3以上かつ1,000㎡以上
	5	劇場、観覧場、映画館、演芸場	階数3以上かつ1,000㎡以上
	6	集会場、公会堂	階数3以上かつ1,000㎡以上
	7	展示場	階数3以上かつ1,000㎡以上
	8	卸売市場	階数3以上かつ1,000㎡以上
	9	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗	階数3以上かつ1,000㎡以上
	10	ホテル、旅館	階数3以上かつ1,000㎡以上
	11	賃貸住宅（共同住宅に限る。）、寄宿舍、下宿	階数3以上かつ1,000㎡以上
	12	事務所	階数3以上かつ1,000㎡以上
	13	老人ホーム、老人短期入所施設、身体障害者福祉ホームその他これらに類するもの	階数2以上かつ1,000㎡以上
	14	老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの	階数2以上かつ1,000㎡以上
	15	幼稚園、保育所	階数2以上かつ500㎡以上
	16	博物館、美術館、図書館	階数3以上かつ1,000㎡以上
	17	遊技場	階数3以上かつ1,000㎡以上
	18	公衆浴場	階数3以上かつ1,000㎡以上
	19	飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの	階数3以上かつ1,000㎡以上
	20	理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗	階数3以上かつ1,000㎡以上
	21	工場（危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物を除く）	階数3以上かつ1,000㎡以上
	22	車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合の用に供するもの	階数3以上かつ1,000㎡以上
	23	自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設	階数3以上かつ1,000㎡以上
24	郵便局、保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物	階数3以上かつ1,000㎡以上	
2号	-	危険物の貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物	政令で定める数量以上の危険物を貯蔵、処理する全ての建築物
3号	-	地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがあり、その敷地が都道府県耐震改修促進計画に記載された道路に接する建築物	全ての建築物

上記の特定建築物の八百津町内の現状は、市町村と県で平成18年度に行った特定建築物の実態調査によると、表2-3のとおりである。

表2-3 特定建築物の耐震化の現状

(単位：棟)

特定建築物の種類	耐震化の現状	全棟数 A=B+C	新基準 建築物 B	旧基準 建築物 C	耐震化されている建築物		耐震化率 G=F/A	
					耐震改 修実施 済みD	耐震性 を満た す E		
1号	防災上重要な建築物 (庁舎、病院、警察、学校、社会福祉施設等)	18	10	8	4	1	15	83.3%
	不特定多数の者が利用する建築物 (劇場、集会場、店舗、ホテル等)	2	1	1	0	0	1	50.0%
	特定多数の者が利用する建築物 (賃貸住宅、事務所、工場等)	7	6	1	0	0	6	85.7%
	計	27	17	10	4	1	22	81.5%
2号	危険物の貯蔵場又は処理場の用途に 供する建築物	1	0	1	0	0	0	0%
3号	地震によって倒壊した場合において 道路の通行を妨げ、多数の者の円滑 な避難を困難とする建築物	40	22	18	2	0	24	60.0%

1号特定建築物については、「新基準建築物」が17棟(63%)、「旧基準建築物」10棟のうち、「耐震改修実施済みなもの」が4棟(15%)、「耐震診断結果から耐震性を満たすもの」が1棟(3%)であることから、「耐震化されている建築物」は22棟となり、八百津町内の1号特定建築物総数27棟のうち81.5%が耐震化されている。

2号特定建築物については、「旧基準建築物」が1棟あるが、耐震化はされていない。

3号特定建築物については、「新基準建築物」が22棟(55%)、「旧基準建築物」18棟のうち、「耐震改修実施済みなもの」が2棟(5%)、「耐震診断結果から耐震性を満たすもの」が0棟(0%)であることから、「耐震化されている建築物」は24棟となり、八百津町内の3号特定建築物総数40棟のうち60%が耐震化されている。

## 2 建築物の耐震化の目標

平成7年に発生した兵庫県南部地震では、建築物の倒壊による「圧死」で多くの尊い命が犠牲となった。また、平成16年の新潟県中越地震においても人的被害は少なかったものの、多くの建築物において倒壊あるいは損壊といった被害が発生した。八百津町民の安全、安心を確保し、地震被害の軽減を図るため、建築物の耐震化は重要かつ緊急的な課題であり、総合的な建築物の耐震化対策を、計画的かつ効果的に推進していく。

### これまでの八百津町の取り組み

木造住宅の耐震診断、耐震補強工事に関する補助制度を平成18年度より実施し、広報、回覧板などでPRを行ってきた。平成18年度の実績は耐震診断については3件、補強工事については0件であったが、平成19年度に1件実施した。

## 県の耐震改修促進計画（抜粋）

### 建築物の耐震化の目標

住宅及び特定建築物の耐震化の現状、これまでの県の取り組み、国の基本方針を踏まえ、地震による被害（死者数や経済被害額等）を半減させるために、住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化率を平成27年度までに9割にすることを目標とする。

## 国の基本方針（抜粋）

### 建築物の耐震診断及び耐震改修の目標の設定

東海、東南海・南海地震に関する地震防災戦略（中央防災会議決定）において、10年後に死者数及び経済被害額を被害想定から半減させることが目標とされたことを踏まえ、住宅の耐震化率及び多数の者が利用する建築物の耐震化率について、平成27年までに少なくとも9割にすることを目標とする。（以下省略）

住宅及び特定建築物の耐震化の現状、これまでの八百津町の取り組み、県の耐震改修促進計画、国の基本方針を踏まえ、地震による被害（死者数や経済被害額等）を半減させるために、住宅及び多数の者が利用する建築物の耐震化率を平成27年度までに9割に近づくことを目標とする。

また、耐震化の重要性・必要性についての普及啓発、耐震化を促進する施策をより一層推進することで、旧基準建築物の建て替え・耐震改修の促進を図る。

図2-1 耐震化の目標の考え方

		現況耐震化率	目 標	目標耐震化率
国	住 宅	75%	10年後に死者数及び経済被害額を半減させる	9割
	多数利用の建築物	75%		9割
県	住 宅	65%	10年後に死者数及び経済被害額を半減させる	9割
	多数利用の建築物	72%		9割
町	住 宅	37%	10年後に死者数及び経済被害額を半減させる	9割
	多数利用の建築物	81%		9割

### 3 公共施設の耐震化の現状・目標

災害時に庁舎は災害対策本部、病院は医療救護活動の拠点、警察は応急活動拠点、学校は避難収容拠点として、多くの公共施設が被災後の応急対策活動の拠点として活用される。公共施設の耐震化を進めることは、被災時の利用者の安全の確保、被災後の応急対策活動の拠点施設としての機能の確保ばかりでなく、防災拠点としての迅速な対応につながり大変重要であることから、建築物の倒壊危険度及び重要度を考慮した優先順位付けを行い、緊急度の高い施設から耐震化を進める。

## (1) 町有施設における耐震化

### ア 耐震化の現状

町有施設における特定建築物（以下「町有特定建築物」という。）の耐震化の現状は、市町村と県で平成18年度に行った特定建築物の実態調査によると、表2-4のとおりである。

表2-4 町有特定建築物の耐震化の現状

(単位：棟)

耐震化の現状 町有特定建築物の種類	全棟数 A=B+C	新基準 建築物 B	旧基準 建築物 C	耐震化の現状		耐震化さ れている 建築物 F=B+D+E	耐震化率 G=F/A
				耐震改 修実施 済みD	耐震性 を満た すE		
防災上重要な建築物 (庁舎、病院、警察、学校、社会福祉施設等)	15	8	7	4	1	13	86.6%
不特定多数の者が利用する建築物 (集会場、宿泊施設、博物館等)	2	1	1	0	0	1	50.0%
特定多数の者が利用する建築物 (賃貸住宅、事務所等)	3	3	0	0	0	3	100.0%
計	20	12	8	4	1	17	85.0%

町有特定建築物については、「新基準建築物」が12棟(60%)、「旧基準建築物」8棟のうち、「耐震改修実施済み」のものが4棟(20%)、「耐震診断結果から耐震性を満たすもの」が1棟(5%)であることから、「耐震化されている建築物」は17棟となり、町有特定建築物総数20棟のうち85%が耐震化されている。

### イ 耐震診断結果の公表

町有特定建築物については、施設を利用する町民に対して耐震性の周知を行う必要があるため、耐震診断結果の公表に取り組む。

### ウ 耐震化の目標

町有特定建築物については、町は特定建築物の所有者として耐震改修を行うよう努めることとされており、さらに施設所有者として「町民、施設利用者の生命(安全)」を守る責務があることから、特に耐震診断の結果「耐震性が不十分」とされた建築物について効果的な耐震化を進め、建築物の倒壊危険度及び重要度を考慮した優先順位付けを行い、特に、庁舎等の防災上重要な建築物、集会場等の不特定多数が利用する建築物等の緊急度の高い施設から計画的な耐震化を進め、財政事情等を十分考慮しつつ、平成27年度までに耐震化を完了することを目標とする。

この目標を達成するために、耐震化されていない町有特定建築物3棟のうち1棟については、耐震改修を予定しており、他については、建て替え、使用中止又は除却等を検討している。町有特定建築物については、過去10年間で4棟の耐震化を図った実績があり、今後も継続して耐震化を推進していく。

## 第3 建築物の耐震化の促進に係る基本的な方針

### 1 耐震化の課題

建築物の耐震化を促進するためには、次のような課題（耐震化を阻害する要因）に対して、適切な施策を実施していく必要がある。

#### 建築物の耐震化を促進するための課題

- ・ 建築物の耐震化を支援する補助制度を知らない。
- ・ 補強工事にお金がかかる。また、補強の効果が信用できない。
- ・ 自分の家・建物は大丈夫だと思っている。（地震は来ないと思っている。）
- ・ 誰に頼んでいいかわからない。
- ・ 改修工事にはトラブルが多いと聞いている。
- ・ 改修に伴い、増改築を行う場合、現行基準に適合させることが要求される。
- ・ 大規模な建物では、関係者の調整が複雑。

### 2 役割分担の考え方

これまで、八百津町では、平成7年の阪神・淡路大震災を教訓に地震防災対策を進めてきた。地震による被害を最小限にとどめるためには、八百津町民、事業者、町及び県が相互の信頼関係に基づき、「自らの生命は自ら守る」という自助の考え方、「自らの地域は自ら守る」という共助の考え方及び行政が担うべき公助の考え方を基に、建築物の耐震化の促進について協働し、連携することが必要である。

町民、事業者、町及び県が危機意識を共有しつつ、それぞれの役割を自覚して、建築物の耐震化を推進していく。

#### （1）町民・事業者の役割

- ・ 町民及び事業者は、所有する建築物の地震に対する安全性を確保するとともに、その向上を図るよう努める。
- ・ 町民及び事業者は、所有する特定建築物について耐震診断を行い、必要に応じ耐震改修を行うよう努める。

#### （2）町・県の役割

- ・ 町及び県は、建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に努める。
- ・ 町及び県は、建築物の所有者として自ら所有する公共建築物の耐震化に率先して取り組む。
- ・ 県は、特定建築物の所有者に対し、特定建築物の耐震診断及び耐震改修について必要な指導及び助言を行う。
- ・ 町及び県は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るため、資金の融通又はあっせん、資料の提供その他の措置を講ずるよう努める。

### 3 実施する事業の方針

#### (1) 事業の考え方

建築物の耐震化の促進のためには、自助、共助の考え方を基に地域防災対策は自らの問題、地域の問題という意識を持つことが重要であり、町民・事業者に対して、防災意識の向上と建築物の耐震化の必要性・重要性の普及・啓発に積極的に取り組む。

建築物の所有者による耐震化への取り組みをできる限り支援するという観点から、所有者にとって耐震化を行いやすい環境の整備や負担軽減のための制度の実施等、耐震化の促進に必要な施策を講じる。

新基準建築物についても、構造種別に応じた法改正、告示基準の制定がなされており、また耐震強度偽装問題に端を発した建築物の安全性の確保が求められている。国・県の動きに呼応し、町民の安全安心に向けた対策を推進し、さらなる建築物の安全性の確保に取り組む。

#### (2) 実施する事業

耐震化の促進のためには耐震診断等による耐震性能の把握が重要なことから、全ての建築物について適切な方法による耐震性能の把握を促進する事業を実施する。

耐震改修は、個人の財産である建築物に対して施工するものであることから、基本的に所有者の責任において実施されるべきものである。しかし、耐震化により建築物の被害が軽減されることにより、仮設住宅やがれきの減少が図られ、早期の復旧・復興に寄与すること、避難路が確保されること等から、耐震化を促進するための優遇措置として、建築物が個人財産であることや八百津町の財政状況等を考慮したうえで、耐震診断等を行った結果耐震性が不十分であると判明した建築物について耐震性を満たすような改修を促進する事業を実施する。

木造住宅の耐震化を促進するため、耐震診断及び耐震改修に対する支援を継続するとともに、防災意識の向上や支援制度のPRについて、より効果的な対策を積極的に実施する。

### 4 重点的に耐震化を図る地域・建築物等の考え方

#### (1) 重点的に耐震化を図る地域

当町は東南海・南海地震対策推進地域に指定されており、内陸直下型地震による多くの被害が想定されていること、さらに想定される地震の他にも県内には活断層が無数に存在すると考えられていることから、八百津町内全域を重点的に耐震化を図る地域とする。

#### (2) 重点的に耐震化を図る建築物

ア 住宅については、旧基準建築物の木造住宅の過去の地震における被害状況、新基準建築物の構造種別に応じた法改正、告示基準の制定等を踏まえ、全ての住宅を「重点的に耐震化を図る建築物」とする。このうち旧基準建築物に該当する木造住宅については、その耐震性について特に問題があると考えられることから「より重点的に耐震化を図る建築物」とする。

イ 1号特定建築物については多数の者が利用する建築物であり地震発生時に利用者の安全を確保する必要が高いこと、2号特定建築物については危険物を取り扱う建築物であり倒壊した場合多大な被害につながるおそれがあること、3号特定建築物については倒壊した場合道路を閉塞し多数の者の円滑な避難を妨げるおそれがあることから全ての特定建築物を「重点的に耐震化を図る建築物」とする。

このうち、地震が発生した際に応急対策活動の拠点となる災害対策本部及び支部の庁舎、並びに

警察及び消防の庁舎、医療活動拠点となる病院・診療所、避難収容拠点となる学校、要介護施設である社会福祉施設等その他の防災上重要な建築物については、「より重点的に耐震化を図る建築物」とする。

ウ 特定建築物に該当しない町有建築物についても、町民の安全の確保、地震時における応急対策活動の拠点施設や避難施設としての利用の観点から「重点的に耐震化を図る建築物」とする。

### (3) 地震発生時に通行を確保すべき道路

大規模震災時には、道路・橋梁等の破損、障害物、交通渋滞等により、道路交通に支障が生じる場合が多く、また、救急・消防活動の実施、避難者への緊急物資の輸送等の災害応急対策を迅速に実施するためには、要員、物資等の緊急輸送を円滑に行う必要があり、その経路の確保が重要であります。

岐阜県では、被災時の地域防災拠点・地区防災拠点を連結する道路として、岐阜県地域防災計画において緊急輸送道路を指定し、そのネットワーク化（道路網の形成）を図っています。

このため、岐阜県地域防災計画に定められた第1次から3次までの緊急輸送道路のうち町内に存する道路を、耐促法第5条第3項第1号に基づく「建築物の倒壊によって緊急車両の通行や住民の避難の妨げになるおそれのある道路」として指定し、平成27年度までに沿道の建築物の耐震化を図ることを目標とします。

## 第4 建築物の耐震化を促進する施策

### 1 安心して耐震化が行える環境整備

建築物の所有者による耐震化への取り組みをできる限り支援するという観点から、所有者にとって耐震化を行いやすい環境の整備や負担軽減のための制度の実施等、耐震化の促進に必要な施策を次のとおり行う。

#### (1) 八百津町建築物等耐震化促進事業

##### ア 八百津町建築物等耐震化促進事業の概要<sup>1</sup>

旧基準建築物の木造住宅において、耐震診断に対する補助及び耐震補強工事に対する補助を平成18年度から県と協働で実施している。

平成19年度からは、全ての建築物における耐震診断に対する補助及び旧基準建築物の特定建築物や分譲マンションにおける耐震補強工事に対する補助を県と協働で実施する。

これまでの事業の概要は表4-1のとおりである。

表4-1 八百津町建築物等耐震化促進事業の概要

区分	事業名	対象建築物	補助対象 限度額	補助率 <sup>2</sup>		
				国	県	市町村
木造住宅	木造住宅耐震診断事業 (平成19年度まで)	・全ての木造住宅 (重点的に耐震化を図る建築物)	30千円	1/3	1/6	1/6以上
	木造住宅耐震診断事業及び概算補強工事費等の情報提供 (平成20年度より制度開始)	・昭和56年度以前に建築された木造住宅 (より重点的に耐震化を図る建築物)	45千円 (無料委託派遣事業)	1/2	1/4	1/4
	木造住宅に係る住宅耐震補強工事	・耐震診断の結果「倒壊のおそれがある」とされた昭和56年以前に建築された木造住宅 (より重点的に耐震化を図る建築物)	1,200千円	2/10 <sup>3</sup>	2.5/10	2.5/10
建築物等	建築物耐震診断事業	・木造住宅以外の全ての建築物 (重点的に耐震化を図る建築物)	1,500千円	1/3	1/6	1/6
	分譲マンションに係る住宅耐震補強工事	・耐震診断の結果「倒壊のおそれがある」とされた昭和56年以前に建築された分譲マンション (重点的に耐震化を図る建築物)	47,300円×0.23×延べ面積	2/10 <sup>3</sup>	2.5/10	2.5/10
	特定建築物耐震補強工事	・災害時に重要な機能を果たす建築物 ・災害時に多数の者に危険が及ぶおそれのある建築物 <sup>4</sup> (より重点的に耐震化を図る建築物)	47,300円×0.23×延べ面積	1/3	1/6	1/6

1 実施主体は町とし、県はその費用の一部を間接補助。表4-1に掲げるメニューを実施

2 補助率は上限である。

3 県において地域住宅交付金における提案事業として実施可能な場合に限る。

4 国の補助要綱に適合するもののみを対象とし、耐促法における特定建築物とは異なる。

## イ 八百津町建築物等耐震化促進事業の実施状況

これまでの事業の実績は表4-2のとおりである。

表4-2 耐震化に係る補助の状況

(単位：件)

補助事業の種類	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
木造住宅耐震診断補助事業	-	-	-	-	3
木造住宅耐震補強工事費補助	-	-	-	-	0
建築物耐震診断事業費補助	-	-	-	-	-
分譲マンション耐震補強工事補助	-	-	-	-	-
特定建築物耐震補強工事費補助	-	-	-	-	-

「-」は事業を未実施

## (2) 自治会等との連携

地震防災対策では、「自らの地域は自ら守る」という共助の考え方が重要である。自治会等は地域の災害時対応において重要な役割を果たすほか、平常時においても地震時の危険箇所の点検や、耐震化の啓発活動を行うことが期待される。また、地域に密着した専門家や自主防災組織の育成、NPOとの連携等幅広い取り組みが必要である。

県による各種情報の提供、専門家の派遣等必要な支援の下に、町はこのような地域の取り組みを支援する施策を講じる。

## 2 耐震化に関する啓発及び知識の普及

建築物の耐震化の促進のためには、自助、共助の考え方を基に地域防災対策は自らの問題、地域の問題という意識を持つことが重要であり、町民・事業者に対して、防災意識の向上と建築物の耐震化の必要性・重要性の普及・啓発に積極的に取り組む。

### (1) 相談体制の整備

#### ア 岐阜県木造住宅耐震相談士の活用

安心して木造住宅の耐震診断及び耐震改修を進めるため、診断・改修に関する適切な知識を有する「身近に気軽に相談できる専門家」として、県が養成する「岐阜県木造住宅耐震相談士」(以下「相談士」という。)を活用する。

なお、相談士の名簿については、補助制度を行う窓口において公開しており、さらに、相談士の制度について無料相談会等で周知を図っていく。

#### イ 建築相談窓口

町民が気軽に建築物に係る相談ができるよう、「建築相談窓口」を設置し、地震対策を始めとした建築物に係る相談窓口として、町民からの相談に応じている。

また、建築物の設計・施工について豊富な知識と経験を持つ建築関連団体においても建築相談窓口として町民の相談に応じており、今後も、耐震化に係る技術、補助制度、融資制度等を含めた建築物等の地震対策について、町民の相談に積極的に応じていく。

#### ウ 木造住宅の耐震診断・耐震改修に係る無料相談会

町等が開催する各種催事において、耐震化の普及・啓発、各種相談に対応するため、県からの専門家の派遣により、木造住宅の耐震化に関する無料相談会を開催する。

### (2) 情報提供の充実

#### ア パンフレットの作成・配布

町は、町民向けの相談会、パンフレット、広報等により建築物の耐震化について町民への普及・啓発に取り組んできた。

今後も県及び建築関係団体と連携して耐震化等に関する情報提供を行い、各種補助制度、融資制度並びに耐震化の必要性・重要性について啓発する。

また、住宅設備の更新や、バリアフリーリフォーム（高齢者向け住宅改修）等の機会を捉えて耐震改修の実施を促すことが重要で効果的であるため、リフォーム等とあわせて耐震改修が行われるよう普及・啓発を図る。

#### イ 各種広報媒体を活用した周知

ケーブルテレビ、インターネット等を活用し、広く町民に対し制度の周知、耐震化の普及・啓発を実施する。

町広報、自治会回覧板を活用した普及・啓発を実施する。

#### ウ 町主催の説明会の開催

自治会単位等で開催される説明会、講習会等へ県からの講師を派遣し、耐震化に係る情報提供を行う。

#### エ 地震ハザードマップの作成・公表

地震に対する注意喚起と防災意識の高揚を図るためには、町民にとって理解しやすく、発生のおそれがある地震の概要と地震による危険性の程度等を記載した地震ハザードマップ（災害予測地図）の提示が有効である。

このようなマップを活用することで、地震対策の推進に寄与することから、平成19年度に地震による揺れやすさ、危険度のわかる地震ハザードマップを作成・公表する。

### 3 地震時の建築物の総合的な安全対策

#### (1) 地震時の建築物の総合的な安全対策

これまでの地震被害の状況から、住宅・建築物の耐震化とあわせて、ブロック塀の倒壊防止対策、窓ガラス等の落下防止対策、天井の落下防止対策、エレベーターの閉じ込め防止対策、家具の転倒防止対策の必要性が指摘されている。このため、県と連携し、被害の発生するおそれのある建築物の所有者に対し、必要な措置を講じるよう指導・啓発し、地震時の総合的な建築物の安全対策を推進する。

#### (2) 地震に伴うがけ崩れ等による建築物の被害の軽減対策

地震に伴うがけ崩れ等による建築物の被害の軽減を図るため、がけ地近接等危険住宅移転事業及び住宅宅地基盤特定治水施設等整備事業等の活用を促進し、敷地の安全対策を推進する。

## 第5 指導・勧告又は命令等に関する事項

### 1 所管行政庁との連携

建築物の耐震化の促進を図るためには、所管行政庁と十分調整を行い、効果的な指導を行っていく必要がある。そのため、所管行政庁である県と十分連絡調整を行い、連携を図りながら指導等を進めていく。

## 第6 建築物の耐震化の推進に関する事項

### 1 計画の推進体制

県、所管行政庁、関係機関及び建築関係団体等で組織する「岐阜県建築物安全安心推進協議会」を活用し、耐震化への取り組みの情報交換等による連携を行い、建築物の耐震化を推進する。